

# 民法・商法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各 1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。  
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があった場合を除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。  
設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 120 分です。
- VII 民法の問題は 1 ページ、商法の問題は 2 ページにあります。

# 民 法

次の設例を読み下の問い合わせに答えなさい。

## [設例]

A は、A 所有の甲土地を B に 1000 万円で売却する契約を B と締結したが、登記は未了であった。その後間もなく A は、甲土地を C に売却する契約を C と締結したうえ、登記名義を C に移転した。この事例は典型的な二重売買の事例であり、民法 177 条により、C が確定的に所有権を取得すると判断された。

この設例の A・B・C について、民法に基づきづけられる法的関係を次のそれぞれ観点から論述しなさい。

- (1) B が A に対して取りうる法的措置。
- (2) (1) の法的措置の根拠となる権利が A の資力不足のために満足に実現できない場合に、B が C を被告として裁判上取りうる法的措置。
- (3) (2) のほかに、B が C に対して取りうる法的措置。

# 商 法

## [問題]

Y 株式会社（以下「Y 会社」という。）は A の設立した会社であり、A は Y 会社の発行済株式 4 万株のうち 3 万 2,000 株（以下「本件株式」という。）を所有していた。A の死亡後本件株式は、A の妻 W、長男 X と次男 B に相続されたが、本件株式を含む遺産の分割について協議が整わなかったため、本件株式について株主名簿上の株主は A のままとなっていた。なお、W、X、B は本件株式以外に Y 会社の株式を所有していない。

Y 会社は、2020 年 6 月 22 日、取締役の選任を議題とする株主総会を開催し、総会には A の相続人を含む全株主が出席した。議長となった B は、本件株式について法定相続分に従って各相続人が議決権行使することを認める旨述べたが、X はこれに反対した。B は採決を行い、X を除く A の相続人全員及び他の株主全員が議案に賛成して B らを取締役に選任する旨の決議（以下「本件決議」という。）がされた。

本件決議の効力について、論じなさい。